

公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。なお、常勤監事は置かない。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤理事に対しては年1回全額を支払うものとする。非常勤監事に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の年間報酬総額は720万円の範囲内とし、その具体的な報酬金額は会長が理事会の承認を得て定めるものとする。

- 2 この法人の非常勤理事の年間報酬総額は150万円の範囲内とし、その具体的な報酬金額は会長が理事会の承認を得て定めるものとする。
- 3 この法人の非常勤監事の年間総報酬額は60万円の範囲内とし、理事会出席等については1回2万円、監査業務については10万円とする。ただし、会員である監事は無報酬とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第6条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(退職金)

第7条 役員には、退職金を支給しない。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員の旅費については、理事会の議を経て別に定める役員等旅費規程による。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

附則

1 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

3 この規程は、平成30年5月26日から施行する。